

論文の内容の要旨

論文題目 Technology Transfer through Licensing for Developing Countries

(途上国のための技術移転と技術ライセンス)

氏名 長越 柚季

本研究は、途上国に対するライセンスを通じた技術移転の促進のための法政策に関する検討を、先行文献の講読、政策担当者や実務家へのインタビュー等の手法を通じて行ったものである。より具体的には、(1) 技術ライセンスの実務において、どのような契約が結ばれ、どのような法的関係が構築されているのか(2) 構築された法的関係は途上国への技術移転に対してどのようなインプリケーションを持つものであるか(3) このような実務を踏まえて、現状のライセンス関連国内・国際法政策にはどのような問題があり、これらの法政策が途上国への技術移転に関して果たすべき役割は何か、の3点を明らかにした。

研究対象は、ライセンス契約内容、先進的な国際的ライセンスの取り組み等の実務と国際法・国内法上の規制であり、国内法及び国内政策に関しては、日本、欧州、中国、ガーナの国内法、並びに国際法と国際機関による政策を扱った。研究対象となる法域は、実際上研究可能(現地の安全性、法律原文の言語)な国々の中で、対象となる法域の経済発展、技術力及び地理的位置が多様になるよう決定された。これらの研究対象について、法律・判例及び論文等の二次文献を中心にした文献調査と、各国や国際機関の政策担当、法学研究者、法律家を中心とした実務家等へのインタビューを行い、その結果を比較・分析・総括した。

先進国企業同士のビジネスの一環として行われるライセンスでは、ウィン・ウインの関係が形成される(「ウィン」を得られない当事者は契約を締結しない)ことが当然視されているが、途上国へのライセンスに関しては、一方では国際援助の一環としてとらえられたり、また他方では経済的支配の一環ととらえられたり、ウィン・ウインの関係を築くものであるという観点が強調されてこなかった。本研究は、ライセンス契約によって多様な法的関係を形成できることに着目し、どのような契約中の条文がどのような当事者間の関係を構築するかという点について検討を行って、先進国―途上国間での技術ライセンスにおいてどのようにウィン・ウインの関係を構築することができるか、また法規制や政策はどのようにこれをサポートすることができるか、検討したものである点で新規性を有する。

また、ライセンスの実務に関する先行研究においては、個々のライセンス・プラットフォーム及びスキームのケース・スタディを行うものが主であったが、本研究は、分野横断的に選択された10件のケース・スタディを行い、それらを総括して、そのトレンドと

今後進むべき方向性に関する示唆を得た点で、既存の研究とは一線を画している。

さらに、ライセンス規制に関する先行研究においては、各国あるいは各条約等に関する研究にとどまるものが多く、途上国における法規・政策並びにその適用に関しては研究が進んでいなかったが、本研究においては、中国・ガーナにおける政府職員等に対するインタビューにより、法規・政策並びにその適用に関しての新たな知識を得、それらを比較分析する軸として、実務で行われているライセンスの条項を用い、それらに対してどのような規制が行われているのかという点から比較を行った点で、今後の研究及び実務におけるライセンス規制の国際比較の枠組を提供するものである。

本博士論文は、以下の6章によって構成されている。第1章「序論」では、途上国に対する技術移転の途上国の発展に対する重要性を先行研究に基づいて指摘し、そのための手段としての知財及びそのライセンスの有用性に関して述べた。その上で、途上国へのライセンスを通じた技術移転を促進するためにはどのような法政策が望ましいか、という問題を提起し、さらに、重要な語句の定義及びその関連性を説明した。

第2章「ライセンス契約の種類と途上国への示唆」においては、ライセンス契約の定義づけが行われ、ライセンス契約の分類並びにその特徴、及び各種ライセンス契約の途上国への技術の普及に対する影響について検討を行った。

第3章「ライセンス契約の条文——各条項及びその役割」においては、ライセンス契約の典型的な条項を一つ一つ取り上げ、これらの条項が当事者間にどのような法的関係を形成するものであるか、途上国へのライセンスの際にそれぞれの条項がどのような影響を与えるか、検討を行った。

第4章「技術ライセンスの事例」においては、技術の普及という観点から、90年代から現在までの間に試みられたライセンス・プラットフォーム及び法的スキームを紹介し、その発展の傾向並びに途上国への技術移転への貢献と限界を検討した。

第5章「ライセンス関連国際法・各国国内法制度」においては、ライセンス契約に関する国際的議論を、1960年代に遡って総括し、その結果としてのTRIPS条約のライセンス規制に関する条文の意義を検討した。さらに、国内的法規制の各国比較を行い、各国の発展段階等によって影響されている現在のライセンス規制のあり方（各国のTRIPS Flexibilitiesの活用状況を含む）について述べた。

第6章「結論」においては、前4章に基づいて、途上国に効果的に技術移転を行う際の民間の実務並びに政策的取り組みのベスト・プラクティスとその普及に関する提言、国際的・国内的法政策に関する提言を行った。

本論文の結論は、以下のとおりである。実務上のベスト・プラクティスとして、本論文は（1）特許とノウハウのパッケージ・ライセンス（2）ライセンサー、ライセンシー双方のコミットメントの増加（3）価格差別化と人道目的の物資の流通を管理するための知財の活

用、を提案し、このような実務を促進する政策・立法が採用されることが望ましいとの結論に至った。

TRIPS 協定に基づき、各国に対して自国の実情に即したライセンス規制を行う裁量を認めている現状は、WTO 加盟国間の経済・産業の発展状況の大きな格差を踏まえれば、適切なものであると考えられる。しかし、このような裁量を活用すべく定められたはずの途上国の法制度は、技術移転を促進しつつ、ライセンサーの優越的な地位の濫用を防ぐという点で、適切なバランスが取れているとは言いがたく、改善が望まれる。

強制実施権制度については、技術の移転という面では有用性は限定されているものの、緊急時に特許技術を用いた物資の利用を可能にし、当事者間での任意のライセンス契約を結ばせるためのプレッシャーを与えるという点では有用である。権利消尽の原則については、技術ライセンスの促進という観点からは、途上国（特に後発途上国）での価格の差別化を可能にするために国内消尽が望ましい。

途上国への技術移転を促進するためには、企業・研究機関・政府・国際組織等の協働により、技術保持者の技術移転への障害を取り除き、インセンティブを与えることが極めて重要である。